



花巻市少年センターだより

令和7年
8月号

7月～8月は「青少年の非行・被害防止県民運動」の期間です

岩手県では7月から8月までの2カ月間を「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施期間と定め、各種事業を行うこととしております。

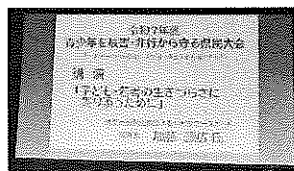
花巻市少年センターでは、期間中、少年の健全育成と非行の未然防止を目的に、少年補導委員84名が街頭補導活動（巡回）や意識的に子ども達に声をかける取組みを行います。



少年補導員は
緑色の腕章と
オレンジ色のベスト
を着用しています

令和7年度「青少年を被害・非行から守る県民大会」について

上記県民運動の一環として、岩手県と公益社団法人岩手県青少年育成県民会議が主催する令和7年度「青少年を被害・非行から守る県民大会」が開催されました。県民大会では、はじめにアトラクションとして岩手県警察音楽隊による、被害・非行防止啓発演奏があり、次に昨年度私の主張岩手県大会最優秀賞の意見発表と、社会を明るくする運動岩手県作文コンテスト推進委員長賞の作文発表がありました。次に、「こども・若者の生きづらさに寄り添うために」と題して特定非営利活動法人もりおかユースポート理事長 加藤源広 氏による講演がありました。お忙しい中参加してくださった少年補導委員の皆さま、まことにありがとうございました。



地域の子どもの育てる愛の一声運動実施中

この運動は、地域の少年たちの安全を守り、健やかに成長するための環境を整えるために、取り組んでいるもので、『おはようございます』から始まり『気をつけて帰ってね』『こんばんは』など、日常生活の中で、意識的に子どもに声をかける運動です。

地域やご家庭で子どもたちの見守りをお願いします！



子どものオンラインゲーム無断課金トラブルに注意！！

- Q: 保護者のスマホを保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す
→『子どもに無料の範囲でと伝えているし、短時間貸すだけだから・・・』



保護者のアカウントに登録された決済方法（クレジットカード等）で、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

- Q: 保護者の古いスマホを、自宅のWi-Fiにつなげて遊ばせるため、保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す
→『電話もメールも使えない古いスマホなら課金できないから安心だよね・・・？』



保護者のアカウントにログインした状態で渡すのは、保護者が今使っているスマホを渡すのと同じ、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

- Q: 子ども専用のスマホを契約し、ペアレンタルコントロール機能を設定しないまま子どもに渡す
→『子どものスマホにはクレジットカードを登録していないし、課金できないよね・・・？』



子どものアカウントを作成して「ペアレンタルコントロール」機能で課金を承認制にしないと、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

令和6年度 少年センター活動状況

年間実績日数315日、実施延べ人数660人

実施回数

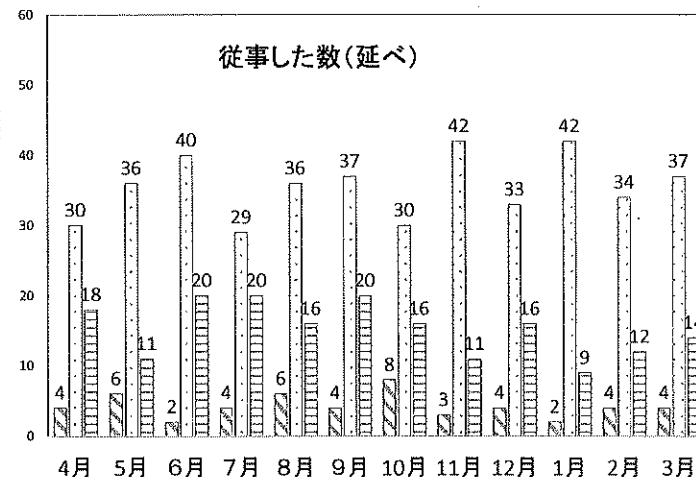
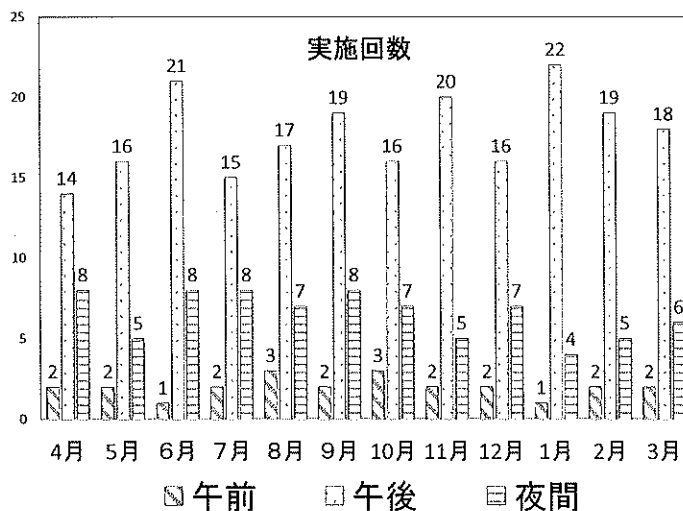
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
午前	2	2	1	2	3	2	3	2	2	1	2	2
午後	14	16	21	15	17	19	16	20	16	22	19	18
夜間	8	5	8	8	7	8	7	5	7	4	5	6
合計	24	23	30	25	27	29	26	27	25	27	26	26

少年補導委員従事数(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
午前	4	6	2	4	6	4	8	3	4	2	4	4
午後	30	36	40	29	36	37	30	42	33	42	34	37
夜間	18	11	20	20	16	20	16	11	16	9	12	14
合計	52	53	62	53	58	61	54	56	53	53	50	55

☆少年補導委員は、それぞれの地域などで、巡回や声掛けなど、少年非行など未然防止につながる活動を実施しています。

少年センターの活動にご支援・ご協力を
よろしくお願いします。



改定した自転車安全利用五則を守りましょう！

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4

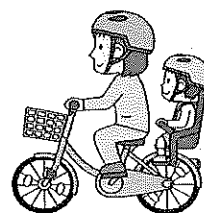
飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

5

ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



《発行》花巻市少年センター

市民生活総合相談センター内 電話 41-3552 (直通)
FAX 41-1299

何かご相談があれば
連絡ください！

